

「一括下請負に関する確認」の実施について 受注者用

1. 概要

一括下請負の防止に関する取組の強化のため、鹿児島市水道局施工体制点検要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施する。

2. 対象工事

鹿児島市水道局が発注する請負代金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事のうち、建設工事の下請契約を締結したもの。

3. 確認者

原則として監督員又は工事発注課の工事担当係長とする。

4. 確認の内容

「一括下請負に関する確認票」により、確認を実施する。

- ・ 一般事項、実質的関与等